

三好市中小企業振興基本条例

三好市は、四国のほぼ中央に位置し、古くから交通の要衝として、徳島県西部の社会、経済、文化、観光の中心として発展を遂げてきました。また、西日本第二の高峰「剣山」や滔々と流れる「四国三郎 吉野川」等の豊かな自然の恩恵を受け、農林水産業をはじめ、様々な地域資源を活用した多くの産業が発達し、県西部の商都として栄えてきました。この間、市内の大多数を占める中小企業は、日々のたゆまぬ努力と企業経営により、地域経済の牽引役として重要な役割を果たすとともに、地域の経済や雇用、市民生活の安定・向上、まちづくりに大きく貢献してきました。しかし、近年の中小企業を取り巻く環境は、人口減少に伴う市場規模の縮小、国を越えた商品やサービスの取引等の活発化による競争の激化、少子高齢化に伴う後継者不足や人手不足など様々なマイナス要因により、極めて厳しい経営状況に直面しています。このような中、人口流出に歯止めをかけ、市民が暮らしやすく、活気と魅力あるまちづくりを実現するためには、地域経済の持続的発展と活力の創造が必要であり、そこに求められる市内中小企業の役割は大きく、中小企業の自主的な努力に加え、市をはじめとする関係者が中小企業振興の重要性を認識し、地域社会全体で中小企業の振興を推進していくことが重要です。ここに、三好市は中小企業の振興を市政の重要課題として位置づけ、地域社会が一丸となって中小企業の振興に取り組むため、この条例を制定します。

(目的)
第1条 この条例は、市の中小企業の振興に関する基本理念及び施策の基本方針を定めるとともに、市の責務、中小企業者等の役割等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を地域社会が一体となって推進し、もって地域経済の健全な発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号に掲げる者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
(2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
(3) 小企業者 小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第2条第2項に規定する事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
(4) 中小企業者等 前各号の事業者をいう。
(5) 商工団体 商工会、商工会議所、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体、その他中小企業の振興を目的とする団体であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
(6) 金融機関 市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他の金融機関及び徳島県信用保証協会をいう。
(7) 大企業者 中小企業者等以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
(8) 教育機関等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、並びに研究機関及び産業支援機関をいう。
(9) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学している者をいう。

(基本理念)
第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。
(1) 中小企業者等の自らの創意工夫及び自主的な努力により、その経営の改善及び向上が推進されること。
(2) 中小企業者等の経済的、社会的環境の変化への円滑な適応が図られること。
(3) 多様な主体との連携及び協働を推進することにより中小企業者等の事業の持続的な発展が図られること。
(4) 市内にある多種多様な技術、特産品及び自然環境等、地域資源が十分に活用されること。
(5) 市、中小企業者等、商工団体、金融機関、大企業者、教育機関等及び市民との間で相互の連携協力が図られること。

(市の責務)
第4条 市は前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、県その他関係機関と連携協力して中小企業の振興に関する施策を策定し、実施するものとする。
2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、中小企業者等の実態を把握しつつ将来的展望を調査研究するとともに、関係機関の意見を反映しながら取り組むものとする。
3 市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、市内の中小企業者等の受注機会の増大に努めなければならない。

(中小企業者等の役割)
第5条 中小企業者等は、経済的・社会的環境の変化に対応するため、経営の革新及び経営基盤の強化について、自主的に取り組むよう努めるものとする。
2 中小企業者等は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用環境の整備、雇用の維持及び創出並びに人材の育成に努めるものとする。
3 中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任及び役割を認識し、地域の発展及び活性化に寄与するよう努めるものとする。

(商工団体の役割)
第6条 商工団体は、中小企業者等の経営の改善及び向上のための支援に主体的、積極的に取り組むとともに、中小企業者等に寄り添い、市が実施する中小企業の振興に関する施策に対し積極的に連携・協力することで基本理念の実現に向け努めるものとする。

(大企業者の役割)
第7条 大企業者は、地域社会を構成する一員として社会的責任を認識し、中小企業者等が地域社会の発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業者等と共に地域経済の振興に資するとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に対し協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)
第8条 金融機関は、中小企業者等が経営の革新及び経営基盤の強化に取り組むことができるよう、円滑な資金の供給及び経営相談等を通じて支援を行うことにより、中小企業の振興に資するとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に対し協力するよう努めるものとする。

(教育機関等の協力)
第9条 教育機関等は、中小企業の振興が、市の発展に重要な役割を果たすことを認識し、中小企業者等が基本理念の実現に向けて取り組む事業活動及び市が実施する中小企業の振興に関する施策に対し協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)
第10条 市民は、中小企業の振興が、地域経済の発展及び市民生活の維持及び向上に重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業者等の健全な発展に協力するよう努めるものとする。
2 市民は、消費者として、市内で生産、製造又は加工される物品を消費するとともに、市内で提供されるサービスの利用に努めるものとする。

(施策の基本方針)
第11条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。
(1) 中小企業者等相互間及び中小企業の振興に関連する主体相互間における交流又は連携の促進を図ること。
(2) 中小企業者等の経営の革新及び創業を促進すること。
(3) 中小企業者等の販路の拡大を促進すること。
(4) 中小企業者等の人材の育成及び確保を促進すること。
(5) 中小企業者等の円滑な事業承継を促進すること。
(6) 地域資源等の活用による、産業の発展及び創出を促進すること。
(7) 中小企業の振興に関する市民の理解を深め、協力を促進すること。
(8) 前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興に必要と認められる施策を行うこと。

(財政上の措置)
第12条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(児童及び生徒の勤労観等の醸成)
第13条 市は、児童及び生徒が、将来職業人として社会で活躍できるよう職業意識の醸成を促すとともに、教育機関等その他関係機関と連携を図りながら、職業に関する情報や、体験の機会の提供等を実施することにより、地域の発展を担う人材の育成を推進し、市内への定住が図られるよう努めるものとする。

(協議の場の設置)
第14条 市は、この条例の目的の達成及び中小企業の振興に関する施策を推進するため、協議の場を設置するものとする。

(実施状況の公表)
第15条 市は、毎年度、中小企業の振興に関する施策の実施状況等を公表するものとする。

(委任)
第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

編集・発行

三好市 産業観光部 商工政策課

〒778-0002

徳島県三好市池田町マチ 2145 番地 1

TEL (0883) 72-7645

FAX (0883) 76-0203

E-mail shoukouseisaku@city.tokushima-miyoshi.lg.jp



2023-2027 年度

第2次三好市中小企業振興計画 - 概要版 -

中小企業がかがやき持続する 活力ある三好市

この計画の目的

中小企業は、三好市内企業の大多数を占め、地域の経済と雇用を支え、地域社会の担い手として住民生活の向上に寄与しています。

しかし、昨今、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増し、市内経済、社会の基盤である中小企業の振興が大きな課題となっています。

2023年3月に第1次計画の計画期間が満了を迎えたことから、第1次計画における施策検証や課題等の抽出を行うとともに、5年間で変化した社会状況を把握することで、新たな基本方針や具体的な施策を掲げる後継計画として第2次中小企業振興計画の策定を行いました。

三好市内の中小企業の現況と課題

中小企業が抱える問題

営業利益が減少
事業承継について先が見えない
従業員数が減少
高齢化の進行
事業所数が減少
需要の減少、販路や市場の縮小
コロナ禍による産業構造の変化

6つの方針に基づく支援施策を実施

基本方針1 事業の継続を目指した適応力・回復力のある経営の推進

基本方針2 労働環境の改善による持続的な人的資源の確保

基本方針3 創業・新たな価値創造を実現しやすい立地環境づくり

基本方針4 生産性の向上及び競争力と成長要因の創出

基本方針5 地域内におけるネットワークの形成と地域外の要素を活用した展開

基本方針6 地域ブランド活用と魅力発信による取組推進

この計画の基本理念

三好市内の中小企業を取り巻く極めて厳しい状況を打破するためには、市内中小企業それぞれの力の拡大と、三好市内全域のエリアとしての力の拡大の両方が必要です。

市内中小企業それぞれによる未来に持続する経営の実施と、市内全域での経済成長が、中小企業の事業数や事業規模の維持・拡大といった中小企業振興につながると考えます。

三好市中小企業振興基本条例との整合性を図りつつ、中小企業の活力を呼び起こし、三好市の活性化と市民生活の向上に繋がりたいという思いから、基本理念を「中小企業がかがやき持続する 活力ある三好市」と決めました。

取り組むべき課題

- 【1】経営基盤の強化
- 【2】就労者の増加と時代に即した労働環境の実現
- 【3】市内事業者数維持・増加と新たな事業を行いやすい環境づくり
- 【4】新規販路・市場開拓と生産性の向上
- 【5】地域内経済の循環の促進
- 【6】地域資源の活用・地域ブランド力のさらなる強化と魅力発信

中小企業の振興に向けた支援施策

中小企業振興のために、三好市は基本理念および6つの基本方針のもと、施策の推進を図ります。

基本方針1 事業の継続を目指した適応力・回復力のある経営の推進

(1) 安定した経営の継続

社会変化などにより利益が減少している市内事業者に対し、適切な支援と情報提供を行うことで、安定した経営の持続を促進します。
また、事業継続についての事前の相談・計画策定を促進することで、自然災害、緊急事態などの甚大な社会変化に対する備えを行います。

- ① 支援策の活用促進および情報提供
- ② 資金供給の円滑化
- ③ 事業継続相談体制の充実および事業継続計画（BCP）策定支援
- ④ 経営ノウハウ取得やスキルアップの促進
- ⑤ 官公需への配慮

(2) 事業承継事業が行いやすい仕組みの推進

安定した経済活動を推進するため、円滑な事業承継への体制づくりを行うとともに、中小企業の事業承継に対する意識の醸成を行います。

- ① 円滑な事業承継への体制の構築
- ② 事業承継問題への意識の啓発

基本方針2 労働環境の改善による持続的な人的資源の確保

(1) 地元雇用の促進

企業と就職希望者のマッチングの推進や、企業への雇用実績や雇用への取組への支援を実施し、就職希望者にとっては働きたい・企業にとっては雇用したい環境を実現し、地元雇用の増加につなげます。

- ① 若者の地元就職に対する支援
- ② U I J ターン就労者に対する支援
- ③ 人材の資質向上・育成支援と登用促進
- ④ 企業の人材確保および人材定着率の向上
- ⑤ 若者の職業意識の醸成

(2) 幅広い人に対する労働意欲向上

幅広い年代やバックグラウンドを持つ人材の就労を見据え、市内資源を活かし各種計画とも連携しながら、市内就労者の働き方に関する要望を叶え労働意欲の向上を図ります。

- ① 多様な働き方の実現に向けた環境整備
- ② ワーク・ライフ・バランスの推進

基本方針3 創業・新たな価値創造を実現しやすい立地環境づくり

(1) 創業と新たな雇用の場の創出

地域内での創業と市外からの企業誘致の推進により働く場の確保を図ります。また、中核商業地である阿波池田駅周辺地区を中心に立地誘導を行い、企業経営とまちのにぎわいの相互連携を目指します。

- ① 新規創業の促進
- ② 企業の誘致促進
- ③ 中心市街地としての都市機能の向上を図る活性化施策
- ④ 市内全域の空き家や空き店舗等の活用支援

(2) 新たな事業展開・商品開発

新製品展開や新規事業展開、リブランディングなどにより、市内の企業が新たなチャレンジを行える環境づくりを行うことで、新たな需要の創出や市場開拓を目指します。

- ① 新製品、新規事業の創出促進
- ② 時代に即したリブランディング

基本方針4 生産性の向上および競争力と成長要因の創出

(1) 販路の拡大や新規市場の開拓

地域外・販路拡大・新規市場の開拓について情報提供しつつ、活動支援を行うことで、意欲ある中小企業を増やし、個々の企業の経営基盤強化につなげます。

- ① 地域外での販路拡大

(2) 新しい視点の導入による成長要因の創出

新たな技術を導入することによる業務効率化や先端設備の導入などへの支援により、新しい視点の導入と活用に意欲ある中小企業を増やします。

- ① デジタル技術の活用等による業務効率化
- ② 先端設備導入の促進

基本方針5 地域内におけるネットワークの形成と地域外の要素を活用した展開

(1) 地域内企業間におけるネットワークの形成

市内の企業の相互連携を促進することで、ものやスキル、新たな事業が相互に行きかうネットワークの構築を目指し、地域経済の強化を図ります。

- ① 経営発達支援計画と連動した地域ごとの経済動向の調査・発信

(2) 地域外の人材・需要を活用した地域経済のさらなる展開

地域外の人材による専門的な視点の付加や、サテライトオフィス企業等地域外と関係する企業への市場開拓を行うことで、地域を拠点にした経済をさらに展開させます。

- ① 地域外人材や専門人材の登用
- ② 地元企業間の連携強化

基本方針6 地域ブランド活用と魅力発信による取組推進

(1) 地域資源やブランド力の活用と発信

地域資源やブランド力を活用した事業の創出・促進を支援し、情報発信を行うことで、企業間連携の強化と地域全体の魅力向上を図ります。

- ① 地域資源を活かしたモノづくりの推進
- ② 商品情報や生産者情報の発信機能の強化
- ③ ふるさと納税による発信

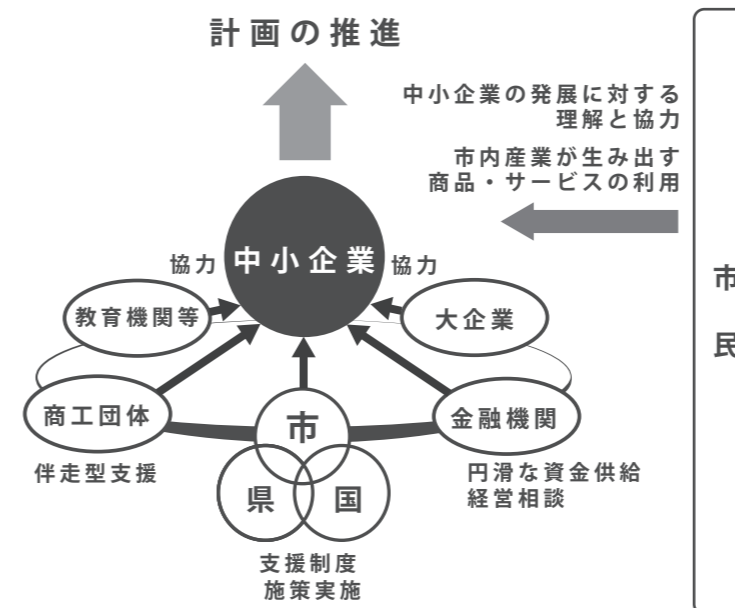
(2) 観光施策との連携

市内観光事業者に対しては、アフターコロナの観光動向・需要を見据えた新たな展開を行う環境づくりを行います。また、観光消費を地域全体に波及させ、地域経済の活性化に結び付けるための取組を、観光施策と連携して実施します。

- ① 観光事業創出に向けた取組
- ② 観光施策と連携した施策の推進

この計画を推進していく体制

この計画で定めた施策を推進するためには、中小企業の自主的な努力を核として、市内の各々の主体がそれぞれの役割を果たし、三好市全体で連携協力のもと、取り組んでいく必要があります。



進行管理

三好市中小企業振興計画は、中小企業の現況の適切な把握に基づく計画(PPLAN)を実行(DO)します。実行の評価(CHECK)は、三好市商工政策課により毎年実施するとともに、成果指標の達成に向けた改善(ACTION)を行い、より効果的な計画実施(PDCA)を行います。

